

宮城県建築物等地震対策推進協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宮城県建築物等地震対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、県内の建築物等の総合的な地震対策の推進を図るため、県、市町村、建築物等に関係する団体等が連携して耐震診断や耐震改修等の普及・啓発、促進等による建築物等の震前対策の推進と地震により被災した建築物や宅地の危険性及び被災度を判定する被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度、震災建築物被災度区分判定制度等の充実に関して必要な措置を講ずることにより、県民の安全・安心な生活に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宮城県耐震改修促進計画の推進に関する事。
- (2) 既存建築物の耐震診断、耐震改修等の推進に関する事。
- (3) 被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度、震災建築物被災度区分判定制度等に関する事。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、建築物等の地震対策の推進にかかわる団体の長等で、協議会の目的に賛同して入会した次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 建築物等に関係する団体の長等
- (3) 地方公共団体の建築物等に関係する課又は室の長等
- (4) その他建築物等の地震対策等に関係する団体の長等

(入 会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第6条 会長は、協議会の事業を進める上で必要と認めるときは、総会の議決を経て会員のうち適当と認めるものに対し、協議会の活動に必要な経費について負担金を求めることができる。

2 会員は、協議会の事業に関し、協賛金を納入することができる。

(退 会)

第7条 会員は、退会届（様式第2号）を会長に提出して、任意に退会することができる。

第3章 役員

(種別及び定数)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 25名以内
- (4) 監事 2名

(選任)

第9条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会長及び副会長とともに幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。
- 4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、就任からの任期が10年を超える会長及び副会長については、原則として再任しないものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときに開催する。
- 4 総会は、書面によって表決する総会とすることができる。

(総会の召集及び議長)

第14条 総会は、会長がこれを召集する。

- 2 総会は、会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 3 総会の議長は、会長が行う。
- 4 書面によって表決する総会としたときは、表決した会員は、総会に出席したものとする。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(議決権)

第16条 総会における会員の議決権は、1会員につき1とする。

- 2 議決権は、会員又は会員の代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 3 総会を欠席する会員は、総会に出席する他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において当該会員は、総会に出席したものみなす。

(議決の方法)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、出席した会員の3分の2以上の多数による同意をもって決する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 協議会の解散

(議事録)

第18条 議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、署名及び押印するものとする。

(幹事会)

第19条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が召集する。
- 3 幹事会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他協議会の運営に必要な事項
- 4 幹事会の議長は、会長が行う。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の中から選出された者を議長とする。
- 5 第13条第4項、第14条第2項、第4項、第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「役員（監事を除く。）」と読み替えるものとする。

第5章 ワーキンググループ等

(ワーキンググループ等)

第20条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、ワーキンググループその他これらに類するもの（以下「ワーキンググループ等」という。）を置くことができる。

2 ワーキンググループ等の設置、ワーキンググループ等の運営に関する事項の決定及びワーキンググループ等の委員の選任は、幹事会が行う。

3 ワーキンググループ等は、会員で構成する。ただし、幹事会が必要と認めた場合は、会員以外の者を委員にあてることができる。

4 ワーキンググループ等において定めた事項の実施は、幹事会の承認を得て行うものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第21条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第22条 協議会の財産は、負担金、協賛金その他の収入をもって構成する。

2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費)

第23条 協議会の経費は、財産をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章 事務局及び企画局

(事務局)

第26条 協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、一般財団法人宮城県建築住宅センターに置くものとする。

(企画局)

第27条 協議会に、運営を統括し、協議会の目的を実現するための企画等を提案する企画局を置く。

2 企画局は宮城県土木部建築宅地課に置くものとする。

第8章 雑 則

(雑 則)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、協議会の設立の日（平成17年6月8日）から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第9条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第11条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」及び「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」において定めた要綱（以下「運営要綱」という。）については、協議会で所要の改正を行うまでの間は、協議会において運用するものとする。この場合、各運営要綱中「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」及び「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」とあるのはそれぞれ「宮城県建築物等地震対策推進協議会」に読み替えて運用するものとする。
- 5 宮城県既存建築物耐震改修促進協議会設置要綱及び宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月20日から施行する。